

【問1】特別区における廃棄物の分類に関する記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. 建設業者が工場を解体したときに生じたがれき類は事業系一般廃棄物に分類される。
2. 小売店から排出される天然繊維くずは事業系一般廃棄物に分類される。
3. 貨物の流通のために使用した木製パレットは事業系一般廃棄物に分類される。
4. 事務所から排出される廃プラスチック類は事業系一般廃棄物に分類される。
5. 新築工事に伴って生じた紙くずは事業系一般廃棄物に分類される。

【問2】東京都、清掃一組、清掃協議会及び各区の一般廃棄物清掃事業における役割分担に関する記述のうち、誤っているものを選びなさい。

1. 廃棄物処理計画の策定は各区の役割である。
2. ごみの再利用、資源化の推進は各区の役割である。
3. 区市町村の廃棄物処理に関する財政的・技術的援助は東京都の役割である。
4. 容器包装廃棄物の分別収集の実施は各区の役割である。
5. 清掃工場等の整備・管理・運営は清掃一組の役割である。

【問3】特別区における一般廃棄物処理のしくみに関する記述のうち、誤っているものを選びなさい。

1. 専ら再生利用の目的となる廃棄物（古紙、くず鉄（古銅等を含む。）、空きびん類、古繊維）のみの処分を業として行う場合、一般廃棄物処理業の許可を受ける必要はない。
2. 再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの処分を業として行う者であって市町村長の指定を受けた場合、一般廃棄物処理業の許可を受ける必要はない。
3. 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律等、他の法令により廃掃法の特例として定められている場合、一般廃棄物処理業の許可を受ける必要はない。
4. 条例で定める一般廃棄物の再生利用を行おうとする者が都知事の認定を受けて、当該認定に係る一般廃棄物の当該認定に係る処分を業として行う場合、一般廃棄物処理業の許可を受ける必要はない。
5. 国がその業務として、一般廃棄物の処分を行う場合、一般廃棄物処理業の許可を受ける必要はない。

【問4】一般廃棄物処理業の許可制度に関する記述のうち、誤っているものを選びなさい。

1. 環境大臣の認定を受けて環境省令で定める一般廃棄物の広域的な処理を行う者から委託を受け、当該認定に係る処理を業として行う場合は、一般廃棄物処理業の許可は必要ない。
2. 市町村の委託を受けて、一般廃棄物の処分を業として行う場合、一般廃棄物処理業の許可は必要ない。
3. 一般廃棄物の処理（自己処理を除く。）は、原則的には、都道府県（ただし、特別区の場合は各区。）の固有事務である。
4. 造園業者が自ら剪定した木くずの処分を行う場合、一般廃棄物処理業の許可は必要ない。
5. 環境大臣の認定を受けて、金属を含む廃棄物（当該金属を原材料として使用することができる程度に含むものが廃棄物になったものに限る。）の再生利用を行う者が処分を業として行う場合、一般廃棄物処理業の許可は必要ない。

【問5】環境大臣の認定を受けて一般廃棄物の広域的な処理を行う者が、処分を業として行うことができる品目のうち、誤っているものを選びなさい。

1. 廃印刷機
2. 廃消火器
3. 廃火薬類
4. 廃二輪自動車
5. 廃プラスチック類

【問6】他の法令により、一般廃棄物処理業の許可を要しないとする廃掃法の特例を定めている場合がある。下記の法令のうち、この特例規定を定めていないものを選びなさい。

1. 使用済自動車の再資源化等に関する法律
2. 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律
3. 特定家庭用機器再商品化法
4. 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
5. 循環型社会形成推進基本法

【問7】特別区では一般廃棄物処理業の許可対象廃棄物を7種類に分類している。同じ種類に分類される一般廃棄物の組合せのうち、誤っているものを選びなさい。

1. 建築物の排水槽から発生するし尿を含む汚でいと事業系の仮設便所から発生するし尿
2. 電気冷蔵庫と衣類乾燥機
3. 生理汚物と野菜くず
4. 動物のふん尿と浄化槽から発生する汚でい
5. 木くずと転居廃棄物

【問8】廃掃法第7条に規定する欠格条項に該当しない者を選びなさい。

1. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
2. 浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しない者
3. 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で、その法定代理人が破産者で復権を得て5年を経過しない者
4. 廃掃法の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者
5. 騒音規制法に基づく処分の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日から5年を経過しない者

【問 9】 特別区における一般廃棄物処分業の許可要件に関する記述のうち、誤っているものを選びなさい。

1. 新規許可の申請者が法人である場合には、その代表者又は役員（会計参与、監査役及び監事を除く。）が、区長が別に定める講習会を修了していること。
2. 各区による一般廃棄物の処分が困難であること。
3. 一日あたりの処理能力が5トン以上のし尿処理施設（浄化槽法第2項第1号に規定する浄化槽を除く。）の場合には、東京都知事の許可を受けていること。
4. 一般廃棄物の処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。
5. 一般廃棄物の処分先を確保すること。

【問 10】 環境省令第1条の7に定める一般廃棄物を焼却する焼却設備の構造に関する記述のうち、誤っているものを選びなさい。

1. 燃焼室内の温度を測定するための装置が設けられていること。
2. 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく、燃焼室において発生するガスの温度が摂氏800度以上の状態で廃棄物を焼却できるものであること。
3. 燃焼室内において廃棄物が燃焼しているときに、燃焼室に廃棄物を投入する場合には、定量ずつ廃棄物を投入することができるものであること。
4. 燃焼室内において廃棄物が燃焼しているときに、燃焼室に廃棄物を投入する場合には、外気と遮断された状態であること。
5. 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。

【問 1 1】環境大臣の定める焼却又は熱分解の方法に関する記述のうち、誤っているものを選びなさい。

1. 煙突の先端から火炎が排出されないように焼却すること。
2. 排出口から処理に伴って生じた残さが飛散しないように熱分解を行うこと。
3. 処理に伴って生じたガスのうち炭化水素油として回収されないガスを燃焼させる場合にあっては、排出口から火炎又は日本工業規格D 8 0 0 4に定める汚染度が3 5 %を超える黒煙が排出されないように焼却すること。
4. 煙突から焼却灰及び未燃物が飛散しないように焼却すること。
5. 煙突の先端以外から燃焼ガスが排出されないように焼却すること。

【問 1 2】ダイオキシン類対策特別措置法の規制の対象となる廃棄物焼却炉(特定施設)の規模に関する記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. 火格子面積0. 5 m²以上または焼却能力5 0 kg／日以上
2. 火格子面積2 m²以上または処理能力5 0 0 kg／日以上
3. 火床面積0. 5 m²以上または焼却能力5 0 kg／時以上
4. 火床面積2 m²以上または焼却能力2 0 0 kg／時以上
5. 火床面積2 m²以上または焼却能力1 0 0 kg／時以上

【問 1 3】 ダイオキシン類対策特別措置法における特定施設の設置事業者に関する記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. 廃棄物焼却炉を設置している事業者は、集じん機によって集められたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻について、2年ごとに1回以上の測定を行い、この結果を都道府県知事に報告しなければならない。
2. 事業者は、特定施設から排出される排出ガス及び排出される水について、2年ごとに1回以上の測定を行い、この結果を都道府県知事に報告しなければならない。
3. 事業者は、特定施設から排出される排出ガス及び排出される水について、毎年1回以上の測定を行い、この結果を当該区を管轄する区長に報告しなければならない。
4. 事業者は、特定施設から排出される排出ガス及び排出される水について、2年ごとに1回以上の測定を行い、この結果を当該区を管轄する区長に報告しなければならない。
5. 事業者は、特定施設から排出される排出ガス及び排出される水について、毎年1回以上の測定を行い、この結果を都道府県知事に報告しなければならない。

【問 1 4】 環境省令第1条の7の2に定める一般廃棄物の熱分解を行う熱分解設備の構造に関する記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. 炭化水素油又は炭化物を生成する場合は、処理に伴って生じた残さは、沈殿を防ぐためにただちにろ過できるものであること。
2. 炭化水素油又は炭化物を生成する場合は、熱分解室内への空気の流入を調整することにより、廃棄物を燃焼させるものであること。
3. 炭化水素油又は炭化物を生成する場合は、燃焼室内の温度及び圧力を定期的に測定できる構造のものであること。
4. 炭化水素油又は炭化物を生成する場合以外の場合は、一般廃棄物の熱分解に必要な温度を適正に保つことができるものであることその他の生活環境の保全上の支障が生じないよう必要な措置が講じられていること。
5. 炭化水素油又は炭化物を生成する場合は、一般廃棄物の熱分解を行うのに必要な温度及び圧力を適正に保つことができるものであること。(圧力については、減圧を行う場合に限る。)

【問 1 5】 特別管理一般廃棄物に関する記述のうち、誤っているものを選びなさい。

1. 特別管理一般廃棄物の埋立処分は、環境大臣が定める方法によって行わなければならない。
2. 特別管理一般廃棄物の処分又は再生に当たっては、特別管理一般廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生じないようにすること。
3. 特別管理一般廃棄物を処分を行う場合の基準は、法第6条の2第3項により政令で規定されている。
4. 特別管理一般廃棄物とは、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。
5. 特別管理一般廃棄物の積替えを行う場合、環境省令で定める場合を除き、積替えの場所には、特別管理一般廃棄物その他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

【問 1 6】 廃掃法における特別管理一般廃棄物に該当しないものを選びなさい。

1. ダイオキシンの含有量が基準を超えるダイオキシン類対策特別措置法廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設からの汚泥
2. ポリ塩化ビフェニルを使用した部品を含む廃蛍光管
3. 衛生検査所から発生する感染性一般廃棄物
4. ごみ処理施設からのばいじん(集じん施設で集められたもの)
5. ダイオキシンの含有量が基準を超えるダイオキシン類対策特別措置法廃棄物焼却炉からのばいじん

【問 1 7】 感染性一般廃棄物を排出する医療関係機関等に該当しないものを選びなさい。

1. 助産所
2. 歯学系大学
3. 医薬品製造工場
4. 飼育動物診療施設
5. 保健所

【問 1 8】 感染性一般廃棄物の処分又は再生を行う場合に、その感染性を失わせる方法のうち、環境大臣の定める方法として誤っているものを選びなさい。

1. 焼却設備を用いて焼却する方法
2. 熔融設備を用いて熔融する方法
3. 肝炎ウイルスに有効な薬剤又は加熱による方法で消毒する方法
4. 熱分解設備を用いて炭化する方法
5. 高圧蒸気滅菌装置又は乾熱滅菌装置を用いて滅菌する方法

【問19】特別区において一般廃棄物処分業を行うにあたって、遵守しなければならない事項のうち、誤っているものを選びなさい。

1. 許可証は、事務所又は事業所に備え置くこと。
2. 作業台帳を備え、搬入車両ごとに定められた事項を記載し保存すること。
3. 自己の名義をもって、他人にその営業をさせないこと。
4. 許可証を他人に譲渡しないこと。
5. 一般廃棄物の処分を他人に委託しないこと。

【問20】特別区における一般廃棄物処理業の新規許可申請に関する記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. 許可基準を満たしているかの確認は、立入検査のみで行い、基準が満たされている場合は許可証が交付される。
2. 申請書は、提出用と申請者控用を作成し提出すること。なお、申請者控用の添付書類は写しでも可とするが、省略することはできない。
3. 登記事項証明書、納税証明書は、申請前3か月以内に発行されたものであれば写しでも可とする。
4. 新規許可申請に要する能力認定試験の合格の効力は、合格した日の翌年度末までである。
5. いずれかの区で処分業の許可を有する者が、新たに別の区の処分業の許可の申請をするときは、能力認定試験を免除する。

【問 2 1】 特別区における一般廃棄物処理業の手続きに関する記述のうち、誤っているものを選びなさい。

1. 欠格要件に該当した場合は、欠格要件に該当後 2 週間以内に、欠格要件に係る届出書の提出が必要であり、欠格要件に該当した旨を証する書類を添付し提出する。
2. 業を廃止した場合、廃止後 10 日以内に、業の廃止届の提出が必要である。
3. いずれかの区で処分業の許可を有する者が、新たに別の区の処分業の許可を得ようとする場合、変更許可申請の手続きが必要である。
4. 取り扱う一般廃棄物の種類を増加する場合は、事前相談のうえ変更前に、変更許可申請の手続きが必要である。
5. 許可証を紛失し、又はき損した場合は、直ちに許可証再交付申請書の提出が必要である。

【問 2 2】 特別区における一般廃棄物処理業の手続きに関する記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. 処分先を変更する場合は、変更後 10 日以内に、変更届の提出が必要である。
2. 処理施設を変更する場合は、事前相談のうえ変更前に、変更承認申請の手続きが必要である。
3. 処分の方法を変更する場合は、変更後 10 日以内に、変更届の提出が必要である。
4. 個人の氏名を変更する場合は、事前相談のうえ変更前に、変更承認申請の手続きが必要である。
5. 登録印鑑を変更する場合は、事前相談のうえ変更前に、変更許可申請の手続きが必要である。

【問 2 3】 特別区における一般廃棄物処分業の許可手続きにおいて、正しいものを選びなさい。

1. 新規許可申請を行う場合、1部の申請書（添付書類1部）で複数区の許可を同時に申請することができる。
2. 更新許可申請を行う場合、旧許可証は返却しなくてもよい。
3. 更新許可申請は、許可期間が満了する日の2か月前までに更新許可申請に係る注意事項に留意し、必要書類を揃えて提出する。
4. 更新許可申請を行う場合、添付書類として施設の写真が必要であるが、申請前6か月以内に撮影されたものに限る。
5. 新規許可申請・更新許可申請ともに、郵送により申請することができる。

【問 2 4】 特別区において一般廃棄物処分業を行う場合、作業台帳に記載すべき事項のうち、誤っているものを選びなさい。

1. 処分（埋立処分を除く。）後の一般廃棄物の持出先ごとの持出量
2. 処分料金
3. 受け入れた場合は、受入先ごとの受入量
4. 処分した場合には、処分方法ごとの処分量
5. 搬入車両の自動車登録番号

【問 2 5】特別区において一般廃棄物処分業を行う場合、廃掃法第 7 条第 1 5 項に規定する作業台帳等に関する記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. 各事業場の作業台帳は、主たる事務所に一括して備えること。
2. 作業台帳は閉鎖後 3 年間、事業場ごとに保存すること。
3. 作業台帳は毎月 1 5 日締め、半年ごとに閉鎖すること。
4. 作業台帳は毎月末締め、1 年ごとに閉鎖すること。
5. 作業台帳は閉鎖後 1 年間、事業場ごとに保存すること。

【問 2 6】一般廃棄物処理業者への行政処分及び罰則に関する記述のうち、誤っているものを選びなさい。

1. 廃棄物の処理について守るべき義務に違反した場合には、行政処分とは別に刑事罰が科せられることがある。
2. 事業に使用する施設又は能力が許可の基準に適合しなくなったとき、区長はその許可を取り消すことができる。
3. 事業の停止命令に違反したとき、区長はその許可を取り消すことができる。
4. 一般廃棄物処理業者が個人の場合、従業員が違反行為を行ったときには、行為者が処罰されるほか、当該処理業者個人に罰金が科せられることがある。
5. 立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した場合には、事業の停止命令等の行政処分及び罰則が科せられることがある。

【問 2 7】 廃掃法に規定されている法人に対する罰則のうち、3 億円以下の罰金と定められているものを選びなさい。

1. 一般廃棄物を環境大臣の確認なく輸出したとき。
2. 措置命令に違反したとき。
3. 一般廃棄物を環境大臣の確認なく輸出する目的でその予備をしたとき。
4. 他人に一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を委託したとき。
5. 自己の名義をもって、他人に一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行わせたとき。

【問 2 8】 廃掃法に規定されている罰則のうち、懲役及び罰金の併科の対象となる違反行為に該当するものを選びなさい。

1. 業務の廃止又は諸事項の変更の届け出をせず、又は虚偽の届け出をしたとき。
2. 帳簿に虚偽の記載をしたとき。
3. 求められた報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
4. 改善命令に違反したとき。
5. 立入検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

【問 2 9】特別区における感染性廃棄物の取扱いに関する記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. 特別管理産業廃棄物（感染性産業廃棄物を取り扱える場合に限る）の許可を受けている業者は、感染性一般廃棄物を取り扱うことができる。
2. 外見上血液と見分けがつかない輸血用血液製剤等は、非感染性廃棄物として扱われる。
3. 滅菌処理されていない感染性一般廃棄物を処理するには、取り扱う一般廃棄物の種類において「感染性一般廃棄物」の許可が必要である。
4. 感染性廃棄物と非感染性廃棄物が分別されずに排出された場合は、全て非感染性廃棄物として取り扱わなければならない。
5. 感染症法に規定される感染症に関し、使用後排出される紙おむつについては、血液の付着の有無に関わらず、すべて感染性廃棄物として取り扱わなければならない。

【問 3 0】特別区における感染性廃棄物の取扱いに関する記述のうち、誤っているものを選びなさい。

1. 医師、歯科医師及び獣医師により感染のおそれがあると判断されたものについては、感染性廃棄物とする。
2. 手術室において治療に使用された後、排出された器材については非感染性廃棄物である。
3. 血漿は感染性廃棄物と同等の取り扱いとする。
4. 血液等が付着していない医療器材としての注射針は、感染性廃棄物と同等の取り扱いとする。
5. ホルマリン漬臓器は感染性廃棄物と同等の取り扱いとする。

【問 3 1】 廃掃法第 7 条に規定されている一般廃棄物処理業に関する記述のうち、誤っているものを選びなさい。

1. 一般廃棄物処分業の許可は、2 年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって効力を失う。
2. 市町村長は、一般廃棄物の処分業の許可に際し、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。
3. 市町村長は、一般廃棄物の処分業の許可の申請内容が一般廃棄物処理計画に適合していると認められなければ、その許可をしてはならない。
4. 市町村長は、一般廃棄物の処分業の許可の申請がなされたときは、当該市町村による一般廃棄物の処分が困難であると認めるときでなければ、その許可をしてはならない。
5. 一般廃棄物処分業の許可の更新の申請があった場合において、許可の有効期間満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

【問 3 2】 廃掃法第 7 条に規定されている一般廃棄物処理業に関する記述のうち、誤っているものを選びなさい。

1. 一般廃棄物処分業の許可を受けた者は、一般廃棄物の処理について環境省令で定める事項を記載した帳簿を作成し、保存しなければならない。
2. 一般廃棄物処分業の許可を受けた者は、一般廃棄物処理基準に従い、一般廃棄物の処分を行わなければならない。
3. 一般廃棄物処分業の許可を受けた者は、環境大臣の許可を受けた場合に限り、一般廃棄物の処理を他人に委託することができる。
4. 一般廃棄物処分業の許可を受けた者は一般廃棄物の処分につき、当該業を行う区域を管轄する市町村が条例で定める処分に関する手数料の額に相当する額を超える料金を受けてはならない。
5. 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみを処分を業として行う事業者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受ける必要はない。

【問 3 3】 廃掃法第 7 条の 3 の規定に基づき、市町村長が期間を定めて一般廃棄物処分業の事業の全部又は一部の停止を命ずることができる場合に該当しないものを選びなさい。

1. 事業の用に供する施設が、廃掃法第 7 条第 1 0 項第 3 号に規定する基準に適合しなくなったとき。
2. 他人が、廃掃法に基づく処分に違反する行為をすることを助けたとき。
3. 他人に対して、廃掃法に基づく処分に違反する行為をすることを依頼したとき。
4. 廃掃法に基づく処分に違反する行為をしたとき。
5. 処分の事業の一部の廃止を市町村長の許可なく行ったとき。

【問 3 4】 廃掃法第 7 条の 4 第 1 項の規定に基づき、市町村長が一般廃棄物の処分業の許可を取り消さなければならないとされているものを選びなさい。

1. 廃掃法第 7 条第 1 1 項の規定により当該許可に付した、生活環境の保全上必要な条件に違反したとき。
2. 一般廃棄物処分業者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合しなくなったとき。
3. 廃掃法第 1 9 条の 3 に基づく改善命令に違反したとき。
4. 不正の手段により処分の事業の範囲の変更の許可を受けたとき。
5. 条例で定める処分に関する手数料の額に相当する額を超える料金を受けたとき。

【問35】 廃掃法第8条及び第8条の2に規定する一般廃棄物処理施設の設置許可に関する記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. 申請者が、廃掃法第7条第5項第4号に規定する欠格条項に該当しないこと。
2. 一般廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該一般廃棄物処理施設内の環境の保全について適正な配慮がなされたものであること。
3. 一般廃棄物処理施設を設置しようとする者は、当該一般廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。
4. 申請者の能力がその一般廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画に従って当該一般廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして市町村長の定める基準に適合するものであること。
5. 一般廃棄物処理施設の設置に関する計画が市町村長の定める技術上の基準に適合していること。

【問36】 一般廃棄物の処分又は再生に当たり、政令において環境大臣の定める方法により行わなくてもよいものを選びなさい。

1. 特定家庭用機器一般廃棄物の再生又は処分を行う場合
2. 一般廃棄物の発酵をする場合
3. 一般廃棄物を焼却する場合
4. し尿処理施設に係る汚泥を再生する場合
5. 一般廃棄物の熱分解を行う場合

【問 3 7】環境省令第 2 条の 4 に規定する一般廃棄物処分業の許可の基準に関する記述のうち、誤っているものを選びなさい。

1. 申請者は、一般廃棄物の処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
2. 浄化槽に係る汚泥又はし尿の処分を業として行う場合には、当該汚泥又はし尿の処分に適するし尿処理施設（浄化槽を除く。）、焼却施設その他の処理施設を有すること。
3. 申請者は、一般廃棄物の処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。
4. 一般廃棄物の処分を業として行う場合には、搬入された一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた保管施設を有すること。
5. 一般廃棄物の処分を業として行う場合には、その処分を業として行おうとする一般廃棄物の種類に応じ、当該一般廃棄物の処分に適する処理施設を有すること。

【問 3 8】食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第 2 条に定義する再生利用に該当しないものを選びなさい。

1. 自ら食品循環資源を油脂製品の原材料として利用すること。
2. 自ら食品循環資源を熱を得ることに利用すること。
3. 他人に委託して食品循環資源を炭化の過程を経て製造される燃料及び還元剤の原材料として利用すること。
4. 食品循環資源をメタンの原材料として利用するために、譲渡すること。
5. 他人に委託して食品循環資源をエタノールの原材料として利用すること。

【問 3 9】食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律についての記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. 登録再生利用事業者は再生利用事業を行う事業場の所在地を変更したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
2. 登録再生利用事業者は、再生利用事業の実施前に、当該再生利用事業に係る料金を定め、都道府県知事に届け出なければならない。
3. 特定肥飼料等の製造を業として行う者が、その事業場について受ける登録は3年ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
4. 登録再生利用事業者は、当該登録に係る再生利用事業を行う事業場ごとに、公衆の見やすい場所に、主務省令で定める様式の標識を提示しなければならない。
5. 食品循環資源を原材料とする肥料、飼料その他第2条第5項第1号の政令で定める製品（特定肥飼料等）の製造を業として行う者は、その事業場について、都道府県知事の登録を受けることができる。

【問 4 0】都民の健康と安全を確保する環境に関する条例についての記述のうち、誤っているものを選びなさい。

1. 工場を設置しようとする者は、あらかじめ、この条例の施行規則で定めるところにより、知事の認可を受けなければならない。
2. 工場又は指定作業場を設置している者は、当該工場又は指定作業場から、作業の性質上やむを得ない場合を除き、ばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭の発生（汚水については、地下への浸透を含む。第74条及び第95条を除き、以下同じ。）をさせてはならない。
3. 「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に基づく生活環境の侵害であって、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭等によって、人の生命若しくは健康が損なわれ、又は人の快適な生活が阻害されることをいう。
4. 「環境への負荷」とは、事業活動その他の人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
5. 事業者は、その事業活動に伴って生ずる環境への負荷の低減及び公害の防止のために必要な措置を講ずるとともに、知事が行う環境への負荷の低減及び公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

以降の記述式問題の解答は、マークシート解答用紙裏面の解答欄に記入すること。

【問4 1】 廃掃法第2条の3に規定されている国民の責務に関する条文について、に入る語句を下の語群より選び、解答欄に正確に記入しなさい。

国民は、廃棄物の排出を抑制し、①等により廃棄物の②を凶り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく③すること等により、廃棄物の減量その他④に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

〔語群〕

【 再使用の促進 再生利用 自ら収集 再生品の使用 その適正な処理 自ら処分
分別への協力 再使用 】

【問4 2】 廃掃法第16条の2に規定されている焼却禁止について、に入る語句を下の語群より選び、解答欄に正確に記入しなさい。

①、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。
一 一般廃棄物②、特別管理一般廃棄物②、産業廃棄物②又は特別管理産業廃棄物②に従って行う廃棄物の焼却
二 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
三 公益上若しくは③やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が④である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

〔語群〕

【 軽微 廃棄物処理業者は 処理基準 何人も 社会通念上 重大 埋立基準
社会の慣習上 】

【問43】政令第5条に規定されている一般廃棄物処理施設に関する記述について、に入る語句を下の語群より選び、解答欄に正確に記入しなさい。

法第8条第1項の政令で定める①は、1日当たりの処理能力が②以上（焼却施設にあつては、1時間当たりの処理能力が③以上又は④が2平方メートル以上）の①とする。

（以下略）

〔語群〕

【 ごみ焼却施設 5トン 火床面積 100キログラム 2.5トン 200キログラム
 ごみ処理施設 火格子面積 】

【問44】廃掃法第21条の2第1項に規定されている事故時の措置に関する記述について、に入る語句を下の語群より選び、解答欄に正確に記入しなさい。

一般廃棄物の①又は産業廃棄物の①で政令で定めるもの（以下この項において「②」という。）の設置者は、当該②において（略）処理する一般廃棄物若しくは産業廃棄物又はこれらの処理に伴って生じた汚水若しくは③が飛散し、流出し、地下に浸透し、又は発散したことにより生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続きその支障の除去又は発生の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を④に届け出なければならない。

〔語群〕

【 都道府県知事 処分施設 特定処理施設 処理施設 液体 特定資源化施設
 気体 市町村長 】

【問 4 5】循環型社会形成推進基本法第 2 条第 6 項に規定されている定義に関する記述について、
□に入る語句を下の語群より選び、解答欄に正確に記入しなさい。

この法律において「□①」とは、□②の全部又は一部を□③として□④することをいう。

〔語群〕

【 再生利用 燃焼 原材料 循環資源 熱利用 再利用資源 利用 燃料 】

【問 4 6】特定家庭用機器再商品化法第 2 条に規定されている定義に関する記述について、
□に入る語句を下の語群より選び、解答欄に正確に記入しなさい。

- (1) 機械器具が廃棄物となったものから部品及び材料を分離し、自らこれを□①又は原材料として利用する行為は、再商品化に該当する。
- (2) 機械器具が廃棄物となったものから分離した部品及び材料のうち再商品化されたものの以外のものであって、□②の用に供することができるもの又はその可能性のあるものを□③を得ることに自ら利用する行為は、□③回収に該当する。
- (3) 特定家庭用機器を□④する行為のほか、輸入する行為及び輸入する行為を他の者に対し委託する行為は、□④等に該当する。

〔語群〕

【 製品の部品 燃焼 再生利用 酸化 製造 余熱 販売 熱 】

【問 4 7】食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第 4 条に規定されている事業者及び消費者の責務に関する条文について、に入る語句を下の語群より選び、解答欄に正確に記入しなさい。

事業者及び消費者は、①又は調理の方法の改善により②等の③に努めるとともに、食品循環資源の再生利用により得られた④により食品循環資源の再生利用を促進するよう努めなければならない。

〔語群〕

【 食品の流通 食品リサイクル 発生の抑制 食品廃棄物 発生の促進 商品の利用
食品の購入 製品の利用 】

【問 4 8】廃掃法第 1 9 条に規定されている立入検査に関する記述について、に入る語を下の語群より選び、解答欄に正確に記入しなさい。

都道府県知事又は①は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、事業者、一般廃棄物若しくは産業廃棄物若しくはこれらであることの疑いのある物の収集、運搬若しくは処分を業とする者その他の②の事務所、事業場、車両、船舶その他の場所、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設のある土地若しくは建物（中略）に立ち入り、廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の保管、収集、運搬若しくは処分、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の構造若しくは維持管理（中略）に関し、③その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物を④で収去させることができる。

（以下略）

〔語群〕

【 環境大臣 関係者 有償 関連事業者 帳簿書類 市町村長 図面 無償 】

【問49】都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第85条に規定されている表示板の掲出に関する記述について、に入る語句を下の語群より選び、解答欄に正確に記入しなさい。

第81条第1項の規定による①を受けた者は、規則で定めるところにより、氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）、②の名称、③、公害の防止に関する④その他知事が必要と認める事項を記載した表示板を、当該②の公衆の見やすい場所に掲出しておかななければならない。

〔語群〕

【 認可 事務所 遵守事項 工場 許可年月日 許諾 認可年月日 許可事項 】

【問50】東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例第2条第2項に規定されている用語の意義に関する記述について、に入る語句を下の語群より選び、解答欄に正確に記入しなさい。

- (1) 家庭廃棄物とは、一般の①に伴って生じた廃棄物をいう。
- (2) 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、②以外の廃棄物を事業系一般廃棄物という。
- (3) 組合が管理運営する③を処理施設という。
- (4) 組合が管理運営するし尿を公共下水道に④するための施設を④施設という。

〔語群〕

【 投入 家庭生活 事務所廃棄物 日常生活 ごみ処理施設 搬入 粗大ごみ施設 産業廃棄物 】